

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (4月26日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
承認第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	5
承認第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	7
議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託	9
議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託	10
議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託	10
報告第6号の上程、報告	12
報告第7号の上程、報告	12
日程の追加	13
議案第25号及び議案第26号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	13
日程の追加	15
議案第27号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	15
日程の追加	17
議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	17
閉会の宣告	18
署名議員	19

※途中のページ抜けは、仕切りとなっている空白ページを省いています。

令和5年第3回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 令和5年4月26日
会期 1日間
閉会 令和5年4月26日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
4月26日	水	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明・報告2件 承認第1号及び第2号質疑、付託省略(即決) 議案第25号及び第26号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第27号質疑、総務常任委員会付託
		委員会	午前10時30分	議案第25号及び第26号経済建設常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午前11時	議案第27号総務常任委員会(説明～採決)
		本会議	午前11時30分	議案第25号及び第26号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第27号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第28号提案説明、質疑、付託省略(即決) (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

令和5年第3回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 令和5年4月26日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (令和5年4月26日 午前10時00分)

閉 会 (令和5年4月26日 午前11時40分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

4 番議員 大 山 美佐子

8 番議員 吉 浜 覚

5 番議員 宮 城 美和子

9 番議員 平 良 嗣 男

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (1名)

3 番議員 大 城 邦 彦

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善 住民福祉課長 宮 城 敦

総 務 課 長 宮 城 豊 建設環境課長 花 田 義 徳

財 務 課 長 佐久川 紀 亮 教 育 課 長 真喜志 亮

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例の一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
5	承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
6	議案 第25号	大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約の変更について	提案説明 質疑～付託
7	議案 第26号	令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更について	提案説明 質疑～付託
8	議案 第27号	財産の取得について（大宜味村学校給食センター食器洗浄機購入）	提案説明 質疑～付託
9	報告 第6号	専決処分の報告について（令和3年度大川川護岸改修工事の変更契約）	報告
10	報告 第7号	専決処分の報告について（令和4年度村営宮城団地改修工事の変更契約）	報告

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第25号	大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約の変更について	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第26号	令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更について	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第27号	財産の取得について（大宜味村学校給食センター食器洗浄機購入）	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第28号	大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	提案説明 付託省略

○ 議長（大城佐一） 起立、礼。おはようございます。

本日の会議を開く前に、昭和58年1月20日竣工から今日までの39年間長きにわたって村の議会がこの議事堂で開かれてきました。

5月の新庁舎移転に伴い議会も新庁舎へ移ることになります。本臨時議会が最後になりますので、よろしく願いいたします。

本日、大城邦彦議員から身内看護のための理由により、大宜味村議会会議規則第2条の規定により、本日の会議に出席できない旨の欠席届が出ております。

なお、大城邦彦議員におきましては、総務常任委員長であります。本日の会議におきましては、大宜味村議会委員会条例第11条第1項の規定により、副委員長の吉浜 覚議員が職務を行います。

◎開会及び開議の宣告

○ 議長（大城佐一） ただいまから令和5年第3回大宜味村議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（大城佐一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 大山美佐子議員及び5番 宮城美和子議員を指名します。

◎会期の決定

○ 議長（大城佐一） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

○ 議長（大城佐一） 日程第3 諸般の報告を行います。

本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年4月26日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長(大城佐一) 財務課長。

(佐久川紀亮財務課長 登壇)

○ 財務課長(佐久川紀亮) それでは、私のほうから補足して説明いたします。

今回、地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、大宜味村税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により同日付で専決処分したところでございます。そのため地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

主な改正内容について新旧対照表のほうで御説明させていただきます。なお、適用条項の改正による条文の整理等、字句の削除、修正は省略させていただきます。

まず、住民税関係から御説明いたします。説明資料の2ページをお開き下さい。

第34条の9の改正は、森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加し、個人住民税に合わせて国税である森林環境税を賦課徴収する規定を設ける改正であります。関連して第38条、第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6についても改正を行っています。施行期日は、令和6年1月1日となります。

次に第36条の3の2の改正は、給与所得者の扶養親族等申告書について、記載すべき事項が前年の申告内容と移動ない場合においては、その移動がない旨の記載によることができる改正となっております。施行期日は、令和7年1月1日となります。

説明資料9ページをお開きください。

第48条の改正については、地方税法施行規則様式の新設に伴い、新たに様式を追加する改正であります。関連して第50条についても改正を行っています。なお、施行期日は、令和5年4月1日となります。

説明資料13ページをお開きください。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例期間を令和6年度から令和9年度へ延長する改正となります。施行期日は、令和5年4月1日となります。

次に軽自動車税関係について御説明します。説明資料11ページのほうをお願いします。

第82条の改正については、種別割区分についてミニカーの区分から3輪の特定小型原動機付き自転車を除外し、原動機付き自転車の区分とする改正であります。施行期日は、令和5年7月1日となります。

説明資料17ページをお願いします。

附則第15条の2の改正については、自動車メーカー等の不正行為に起因し、軽自動車税環境性能割の納付不足額が生じた場合における当該自動車メーカー等が納付すべき納付不足額を徴収する際に加算する割合を、10%から35%に引き上げる改正となります。関連して附則第16条の2についても改正を行っています。施行期日は、令和6年1月1日となります。

説明資料18ページをお願いします。

附則第16条の改正は、より環境性能のよい車両の普及を後押ししていく観点から、グリーン化特例の適用期限を3年延長する改正となります。施行期日は、令和5年4月1日となります。

続きまして、固定資産税関係について説明いたします。説明資料、戻りまして14ページをお願いします。

附則第10条の2の改正については、大規模の修繕工事等が行われたマンションの課税標準の特例措置を新設するものであります。なお、減額割合は参酌基準の3分の1を採用しています。併せて法附則の項ずれに対応するための引用条項の改正を行っております。関連して、附則第10条の3についても改正を行っております。施行期日は、令和5年4月1日となります。

以上で補足説明のほうを終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって承認第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって承認第1号については、承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、

同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年4月26日提出
大宜味村長 友寄景善

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

（宮城 敦住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城 敦） 承認第2号 専決処分の承認について、それでは補足説明いたします。

今回、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分としたところでございます。そのため地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告申し上げ、承認を求めようとするものです。

それでは条例の主な改正内容について説明いたします。説明資料は25ページからとなります。新旧対照表になります。

今回の条例の主な改正点は2点あります。

1点目の改正は、課税限度額の見直しであります。第2条第3項ただし書中の後期高齢者支援金等課税額の限度額及び第23条中の後期高齢者支援金等課税額の限度額を20万円から22万円に引き上げる改定となります。

続きまして、2点目につきましては、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の見直しです。第23条第2号中の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を「28万5,000円」から「29万円」に、同条第3号中の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を「52万円」から「53万5,000円」に引き上げる改定となります。

なお、字句等の改正につきましては、関係法令等に合わせた改正となります。

この条例は、令和5年4月1日から施行となります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって承認第2号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって承認第2号については、承認することに決定しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第6 議案第25号 大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第25号 大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約の変更について

令和4年9月22日締結した大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約について、下記のとおり減額変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 既契約金額 金1億10万円
- 2 減 額 金623万1,500円
- 3 合計変更契約金額 金9,386万8,500円

令和5年4月26日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

擁壁工、環境整備工等の数量変更に伴い減額変更の必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

今回の請負契約金額の減額については最終変更契約となっております。説明資料に変更箇所対照表等を添付しております。

なお、詳しい内容につきましては、委員会において担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号 大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約の変更については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第7 議案第26号 令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第26号 令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更について

令和4年9月22日締結した令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 既契約金額 金1億263万円
- 2 増 額 金470万8,000円
- 3 合計変更契約金額 金1億733万8,000円

令和5年4月26日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

仮設工、土工等の数量変更に伴い増額変更の必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

今回の請負契約金額の増額につきましては、説明資料に変更箇所対照表等を添付しております。

なお、詳しい内容につきましては、委員会において担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号 令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第8 議案第27号 財産の取得について（大宜味村学校給食センター食器洗淨機購入）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第27号 財産の取得について（大宜味村学校給食センター食器洗淨機購入）次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 大宜味村学校給食センター食器洗淨機

- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 取得金額 金1,005万4,000円
- 4 契約の相手 宜野湾市志真志4丁目30番1号
有限会社 真総業
代表取締役 上地 康雄

令和5年4月26日提出
大宜味村長 友寄景善

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

なお、説明資料として、事業概要等を記載した資料、入札結果報告書、物品購入契約書の写しを添付しております。

詳細については、委員会で担当課長より説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） お伺いしておきたいと思います。

この説明資料の契約書は今朝差替えされていたわけですが、差替えの内容を見ますと、6番目のその他付帯事項、それと7の特約事項というのが差し替えされて新しく記載されているわけですが、その6のその他付帯事項の中で、契約不適合責任期間として物品購入契約書第6条のとおりと、この契約書から見ると6条というのはどこにあるのか、ひとつ説明願いたいと思います。これから第6条は見えないんですよ。

それで特約事項の中で、この契約は、議会の議決又は地方自治法第179条の規定による専決処分があったときから効力を発生すると。議会の議決があったときから効力を発生するのは当然なんですけど、第179条の専決処分が予定されているということは——予定されているから記載されていると思うんですけど、専決処分ということが記載されているんですけど、これはどういうふうに判断すればいいのか。その辺を説明願いたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） お答えします。

まず、先ほどの6のその他付帯事項に係っている物品購入契約書第6条のとおりというのは、すみません、この契約書の後に数枚の契約条項が本当はついているんですよ。後で、本来なら説明資料等で添付すべきだったんですけども、そこはちょっと漏れていました。申し訳ございません。この契約書の後に条項がついています。その6条ということでの御理解をお願いします。

あと、7の特約事項については、まず議会の議決又は専決処分という書き方がされております。今回は議会の議決を経てやるということで、もしかしたら時間がない場合は専決処分でもやる場合もあるのかなというふうに思っていますけれども、そういうときのために地方自治法は専決処分の条項もうたわれているということをお願いします。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 議会の議決があった日から効力を発するという事は、今日臨時議会1日ですから、今日でも議決すれば効力を発するわけですよ。これが定例会等でちょっと時間が延びていたらね、それでも議決しないと。まずは議決をしないと専決処分というのはあり得ないんですよ。何かダブっている感じがして、これまで専決事項の予定された契約書というのはほとんど見えていなかったものですからそれをお聞きしているわけですが、これは総務委員会に付託されるようですので、また総務委員会のほうで議論してみたいと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号 財産の取得について（大宜味村学校給食センター食器洗浄機購入）は、総務常任委員会に付託します。

◎報告第6号の上程、報告

○ 議長（大城佐一） 日程第9 報告第6号 専決処分の報告について（令和3年度 大川川護岸改修工事の変更契約）を議題とします。

報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 報告第6号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月26日提出

大宜味村長 友寄景善

報告第6号は、令和3年度 大川川護岸改修工事の最終の変更契約でございます。

なお、別紙の専決処分書に詳細が記載されていますので御参照ください。

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎報告第7号の上程、報告

○ 議長（大城佐一） 日程第10 報告第7号 専決処分の報告について（令和4年度村営宮城団地改修工事の変更契約）を議題とします。

報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 報告第7号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月26日提出

大宜味村長 友寄景善

報告第7号は、令和4年度村営宮城団地改修工事の最終の変更契約でございます。

なお、別紙の専決処分書に詳細が記載されていますので御参照ください。

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

○ 議長（大城佐一） 委員会審査のため休憩します。

（午前10時30分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

◎日程の追加

○ 議長（大城佐一） ただいま経済建設常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第25号 大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約の変更について及び議案第26号 令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第25号 大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約の変更について及び議案第26号 令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更についてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第25号 大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約の変更について及び議案第26号 令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更についてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第25号及び議案第26号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 追加日程第1 議案第25号 大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約の変更について及び追加日程第2 議案第26号 令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更についてを一括議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議 第53号

令和5年4月26日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮 城 良 治

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第25号	大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約の変更について	可決 全会一致
議案第26号	令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更について	可決 全会一致

(宮城良治経済建設常任委員会委員長 登壇)

○ **経済建設常任委員会委員長（宮城良治）** ただいま議題となりました議案第25号、議案第26号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長及び建設環境課長の出席を求め、本日午前10時30分から審査予定を10分繰り下げて午前10時40分から審査をいたしました。

はじめに、議案第25号 大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約の変更について説明をいたします。

本件の目的は、令和4年度第6回大宜味村議会で議決を経て締結した契約の変更契約となっています。主な変更工種は、擁壁工・環境整備工等の数量変更に伴うものです。

1、工事名、大宜味村新庁舎建設外構工事、2、原契約額に対する変更減額、金623万1,500円、契約の相手、沖縄県国頭郡大宜味村字喜如嘉1117番地の1、株式会社丸孝組、代表取締役前田孝明となっております。

次に、議案第26号 令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更について説明します。

本件の目的は、令和4年度第6回大宜味村議会で議決を経て締結した契約の変更契約となっています。主な変更工種は、仮設工・土工等の数量変更に伴うものです。

1、工事名、令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事、2、原契約額に対する変更増額、金470万8,000円、契約の相手、国頭郡大宜味村字白浜442-657、有限会社山城建設、代表取締役山城小代美となっております。

議案第25号及び議案第26号の2件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長（大城佐一）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第25号 大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（大城佐一）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第25号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（大城佐一）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約の変更について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起

立を願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第26号 令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第26号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約の変更について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○ 議長(大城佐一) 次に、総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第27号 財産の取得について(大宜味村学校給食センター食器洗浄機購入)の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第27号 財産の取得について(大宜味村学校給食センター食器洗浄機購入)を日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第27号 財産の取得について(大宜味村学校給食センター食器洗浄機購入)を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

◎議案第27号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(大城佐一) 追加日程第3 議案第27号 財産の取得について(大宜味村学校給食センター食器洗浄機購入)を議題とします。

総務常任委員会の報告を求めます。総務常任委員会副委員長。

大議第52号

令和4年4月26日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第27号	財産の取得について（大宜味村学校給食センター食器洗浄機購入）	原案可決 全会一致

（吉浜 覚総務常任委員会副委員長 登壇）

○ 総務常任委員会副委員長（吉浜 覚） ただいま議題となりました議案第27号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長及び教育課長の出席を求め、本日午前11時から審査予定を5分繰り上げて午前10時55分から審査いたしました。

議案第27号 財産の取得について（大宜味村学校給食センター食器洗浄機購入）説明いたします。

本件の目的は、大宜味学校給食センター食器洗浄機が購入から28年経過しており機能劣化が顕著なため購入するものであります。

1 件名、大宜味村学校給食センター食器洗浄機購入、2 履行場所、大宜味村学校給食センター、3 履行期限、令和5年8月20日、4 契約金額、金1,005万4,000円。受注者、住所 宜野湾市志真志4丁目30番1号、商号 有限会社真総業、氏名 代表取締役 上地康雄。

議案第27号について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で総務常任委員会の報告を終わります。

これから議案第27号 財産の取得について（大宜味村学校給食センター食器洗浄機購入）の総務常任委員会の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第27号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 財産の取得について（大宜味村学校給食センター食器洗浄機購入）を採決します。

本件に対する総務常任委員会の報告は可決です。本件は、総務常任委員会の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第27号は、総務常任委員会の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

- 議長(大城佐一) 次に前田 孝議員外全議員発議による議案第28号 大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が提出されました。

お諮りします。議案第28号を日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第28号を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(大城佐一) 追加日程第4 議案第28号 大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。6番 前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

- 6番(前田 孝) 議案第28号 大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年4月26日

大宜味村議会議長 大城佐一 殿

提出者 前田 孝 宮城 貢 宮城良治 大山美佐子 宮城美和子 新崎悟一 吉浜 覚 平良嗣男

提案理由として、令和5年第2回定例会で大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例を制定しましたが、その時点で、那覇地方検察庁との協議が整っていないことから罰則規定を除き提案のうえ可決したものであります。

令和5年3月27日付けにおいて、那覇地方検察庁から協議の回答があり、条例の一部改正を行う必要があるため、この案を提出いたします。

それでは議案第28号 大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、概略説明いたします。

提案理由でも述べましたが、今回の条例改正におきましては、令和5年第2回定例会において「大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例」の罰則規定を除き提案のうえ可決されたものであります。

その際、第6章罰則(第53条～第57条)につきましては、地方検察庁との協議の結果を踏まえ、直近の臨時会等で条例の一部改正が予定されていると報告させていただきました。そこで、那覇地方検察庁との協議の結果が令和5年3月27日付けで回答がありましたので、今回の全員発議による提案となっております。

一部改正の内容は、目次に第6章 罰則(第53条～第57条)の追加と第2条第4項中「第3章まで」

を「第3章まで及び第6章」に改め、第52条の次に第6章 罰則を加える。第6章は、第53条から第57条の構成となっております。

なお、この条例は、公布の日から施行することとなっております。内容につきましては、割愛させていただきます。

以上で議案第28号の提案の報告といたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第28号 大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第28号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第28号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 大宜味村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第28号については、原案のとおり可決されました。

○ 議長（大城佐一） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（大城佐一） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回大宜味村議会臨時会を閉会します。
お疲れさまでした。

(午前11時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員